

かめおか元気商店街支援助成のご案内

亀岡商工会議所では、亀岡市の「かめおか元気商店街支援助成制度」を活用し、商店街等が地域コミュニティの担い手として行う、集客促進、需要喚起に効果のある取組を支援します。



①. 商店街ソフト事業

- A. 商店街等の恒常的な集客力向上や販売力向上が見込まれるイベント等の事業
- B. 平成30年度に「商店街新規充実ソフト事業」として採択された事業の継続・充実事業（※最長2年まで）

【助成額】

助成対象経費の1/2以内
限度額：A. 25万円
 B. 40万円



②. 商店街新規ソフト事業

商店街振興やまちづくり等の専門員のフォローを受けて、事業の成果・目標等を明確にし、既存の事業と違った新規性の高い事業

【助成額】

助成対象経費の2/3以内
限度額：50万円



募集期間 ①-A 5月7日（火）～5月31日（金）

 ①-B、② 5月7日（火）～6月28日（金）

○助成対象事業の決定は以下の時期を予定しています。

 ①-A…6月中旬

 ①-B、②…7月中旬

○応募状況により、追加募集を行う場合があります。

○申請は①か②のどちらかに限ります。

○対象事業者

商店街組織(※1)、又はそれに準ずる組織(※2)が対象です。

(※1)市内の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(※2)市内のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができるもの

○助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

＜助成対象となるもの＞

- (1)会場借上料及び会場設営費（ただし、備品購入は除く）
- (2)装飾費
- (3)宣伝広告費（ポスター、チラシ他）
- (4)賃金及び謝礼金、報償金（事業の構成員に対するものは除く）
- (5)事務費（消耗品費、通信運搬費等）
- (6)集客アップ活動における賞品、景品代
- (7)その他、亀岡商工会議所が適当とみとめるもの

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、亀岡商工会議所へ事前にご確認ください。

○申請及び受付方法

申請は本助成金募集要領に基づき下記の書類を亀岡商工会議所に提出してください。申請内容を審査し、適正であると認めるときは受付を行います。

本助成金の詳細については亀岡商工会議所にご相談ください。

□申請に必要な書類

以下の書類を2部提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。

【（★）の書類については、1部は原本（押印したもの）が必要です】

- (1)交付申請書（★）
（第1号様式から第3号様式）
- (2)事前着手届（★）

※交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください。

- (3)商店街等の定款又は会則
- (4)商店街等の会員名簿及び役員名簿
- (5)当年度の商店街等全体の事業計画及び収支予算書
（2団体以上で事業を行う団体は、個別で提出のこと）



※本助成金募集要領、交付申請書の様式は亀岡商工会議所の窓口で配布します。

※助成金の交付を決定したときは、当所より文書にて申請者へ通知を行います。

○お問い合わせ先



亀岡商工会議所

〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1
ガレリアかめおか内

TEL：0771-22-0053（代表）

FAX：0771-25-1200 Email：info@kameokacci.or.jp